



2010年 8月 6日(金)

AWG-LCA 11およびAWG-KP 13ハイライト

2010年 8月5日 木曜日

コンタクトグループ会合および非公式の会合が開催され、参加者は作業を続けた。AWG-LCAでは、共有ビジョン、緩和、適応、資金、技術、キャパシティビルディング、成果文書の形式に関し会議が開催された。適応および資金に関する草案作成グループの合同会議も開催された。AWG-KPでは、附属書I国排出削減量、LULUCF、メカニズム、潜在的な影響結果、手法論問題を議論する会議が開催された。

AWG-LCA

共有ビジョンに関する草案作成グループ：参加者は議論を再開し、議長文書 (FCCC/AWGLCA/2010/8, Chapter 1)に多数の追加提案を行った。排出削減および全球気温(パラグラフ2)に関し、ある途上国は、1.5°Cおよび350 ppmを限度とすることを提案した。しかし、ある先進工業国は、コペンハーゲン合意では1.5°Cではなく2°Cが、世界の首脳の合意を得ていると述べた。同代表は、この目標は推奨し方向性を与えることを意図しているが、一定の公式に基づき大気に関する権利を分割する実施令ではないと述べた。ある途上国は、これに応じて、コペンハーゲン合意はCOPの採択を得ておらず、法的拘束力のある文書ではなく、本来UNFCCCの成果文書は、全ての締約国が合意すべきものだとして述べた。

2020年までに世界の排出量のピーク達成という文章(パラグラフ3)に関し、ある途上国は、この期限を2015年に変更するよう提案した。途上国数力国は、ピークさせる時点は附属書I締約国のみに適用すべきと述べた。ある途上国は、条約に則るなら附属書I締約国の排出量は2000年にピークアウトさせるべきだったと述べた。

2050までの世界の削減量に関する文章(パラグラフ4)について、ある途上国は、「歴史的な排出量に基づく世界の大気資源への公平なアクセス」と言う文章を提案した。一部の先進国は、2050年までに世界の排出削減量を「少なくとも50%」とするの目標を提案し、あるものは附属書I締約国全体では2050年までに「約80%」とすることを提案した。ある途上国は、附属書I締約国の2050年での目標は「途上国が排出削減量の残りを引き受けることを意味するものではない」との文章を提案した。同代表は、途上国の貢献は附属書I締約国が資金および技術の移転に関する約束を守るかどうかにかかっていると述べた。

緩和に関する草案作成グループ：グループは木曜日に4回の会合を開催した。NAMAs (BAPパラグラフ1(b)(ii))の草案作成グループは午前中に、午後には2つのスピノフグループ、REDDプラス(パラグラフ1(b)(iii))に関するスピノフグループと市場メカニズム(パラグラフ1(b)(v))に関するスピノフグループが並行して会合を開催し、セクター別アプローチ(1(b)(iv))に関する草案作成グループも午後会合した。



参加者は、先進国による緩和約束ないし行動（パラグラフ1(b)(i)）ならびにNAMAsに関しては、草案作成グループによる他の全ての緩和問題に関する議論が行われるまで、スピンオフグループを設置しないことで合意した。

NAMAs: 締約国は、NAMAsに関する文章提案の検討を続けた、これにはMRV、ICA、締約国の特徴づけ、SIDSおよびLDCsに関する特別規定、支援の特定が含まれた。途上国は、NAMAs実施に対する資金、技術、キャパシティビルディングの提供を確保する緩和メカニズムの設置に関する文章を提起した。

REDDプラス: このグループは、議長文書草案の6章を議論するとの考えの下、非公式に会合した、この文書はコペンハーゲンからのものであり、多数の参加者が「ほとんど合意できている」と述べている。しかし、一部の途上国から異議申し立てがあり、このグループは、1章のパラグラフ52と53にまたがる議論に焦点を移した。改正案には、REDDプラスとして検討すべき範囲および活動の変更、「その他」の活動を含めることなどが含まれた。

市場メカニズム: 締約国は、市場メカニズム（1章、パラグラフ58、および7書）に関してコメントした。ある主要途上国は、貿易制限の可能性、区別、責任、報告書作成を強調した。同代表は、附属書1締約国は約束遵守のため、UNFCCCの認可する制度のみを利用すべきだと述べた。別の途上国代表は、市場メカニズムはAWG-KPで取り上げるべきだと述べた。このほか、コメントの中で焦点が当てられた問題には、新しい市場メカニズムの設置；民間部門の役割；先住民の権利；メカニズムへの「自主参加」；石油補助金の排除；生活様式および消費パターン；オフセット；削減量および除去量の追加性と十全性；制度の地理的バランスおよび部門別のバランス；国内政策の活用；および方法および手順の開発。

セクター別アプローチ: セクター別アプローチ（1章、パラグラフ54-57および9章）の議論では、主にバンカー燃料に焦点が当てられ、一部のものは農業部門についてもコメントした。多数の締約国が、国際航空輸送および国際海上輸送での温室効果ガス排出量への対応における国際民間航空機関(ICAO)および国際海事機関(IMO)のそれぞれの役割について、そしてUNFCCCとの関係について提案した。締約国は、バンカー燃料に関する全ての措置に共通するが差異ある責任の原則を適用する必要性、バンカー燃料措置により貿易制限および制約の可能性、そのような措置により獲得しうる歳入の配分方法を強調した。AWG-KPとの重複や報告方法も議論された。農業部門に関し、ある途上国は、家畜管理に関する文章を提案した。

適応-資金草案作成グループの合同会議: 木曜日午前中、参加者は適応に関する草案作成グループと資金、技術、キャパシティビルディングに関する草案作成グループの合同会議を開催した。適応グループ進行役のKishan Kumarsinghは、この会議は適応と資金メカニズム、さらには技術との機能的関係の明確化を目指すものだと述べた。

途上国は、気候変動に関する全ての活動への資金供与は、UNFCCCの下のものであり、COPの統治下のものにすべきと述べた。ある主要途上国は、テーマ別委員会の役割について振り返り、これらの委員会は、プロジェクトの適格性基準に関しCOPにインプットをし、プロジェクトの準備について各国を支援し、提案のレビューも支援すべきであったと述べた。別の途上国は、適応に対する資金供与の増額を求め、現在、資金の大半が緩和に振り向けられていると指摘した。

ある先進国は、テーマ別委員会はグッドプラクティスに関する技術的科学的助言を行うべきだが、プロジェクトの詳細な評価を行ったり、プロジェクトの承認プロセスに関わったりすべきでないと述べた。ある途上国の大国は、委員会が承認プロセスに一段階追加することがあってはならないと述べ、ある先進国は、管理組織にさらに階層を追加することへの警告を發した。

ある途上国グループは次の項目について提案した：損失損害に関するメカニズム；LDCs、SIDS、その他関心のある締約国でのNAPAsに対する支援；国内での制度アレンジに対する支援。

資金、技術、キャパシティビルディングのグループ：Burhan Gafoor（シンガポール）は資金供与制度に関するスピノフグループの進行役を務めた。ここでは、適応および資金に関するグループの合同会合（上記参照）で議論された問題を取り上げた。

途上国は、資金メカニズムの新組織の価値について発言した。さらに途上国の2国が、附属書I締約国の支援策を厳格で確固とした透明性のあるレビューにより検証するとのパラグラフを追加するよう提案した。先進国はその大半が、新しい組織ではなく既存の制度の活用を希望したが、一つの先進国は、「実際に必要であると証明されるなら」新しい制度についてもオープンな考えを持っていると述べた。議論の結果、これらのインプットを反映した文書の更新版が出された。

その後、より広範な草案作成グループの会合が再開された。参加者は、2010-2012年のファーストスタート資金措置に関する締約国からの情報をホームページ上に取りまとめるよう、事務局に委託するとの提案について議論した。締約国は、今回これについて議論するのが適切かどうか疑問を呈したが、この問題に関してはオープンな考えを持っていると述べた。途上国は、これらの報告書を事務局による分析の対象とするよう提案した。この問題は金曜日午前中にも議論される。

その後このグループは、議長文書のキャパシティビルディングに関するセクション(1章、パラグラフ66-67、5章)について議論した。途上国は、キャパシティビルディングに関する支援について計測する実績指標および技術パネルを設置するとの文章を提案した。多数の先進国が、新しい技術パネルの必要性に疑問を呈し、既存の制度でもそのような作業を行えると指摘した。ある先進国は重複の可能性を指摘し、5章の序文の大半を削除し、本文の一部も合理化するよう提案した。途上国は一般に、既存の文章の大半を保持するよう希望し、キャパシティビルディングに関する行動強化という他にはないセクションへの支持を再確認した。ある

途上国は、国情および優先政策に関する新しい文章を提案した。ある経済移行国(EIT)は、EITsもキャパシテイビルディングへの支援を必要としていると指摘した。参加者は、提案を文書の形にとりまとめ、金曜日に配布することで合意した。

この草案作成グループは、その後、議長文書中の技術移転の箇所(1章、パラグラフ65、4章)についても短時間議論した。議長のReifsnnyderは、3つの未解決の問題を指摘した：技術メカニズムと資金メカニズムの関係；技術執行委員会の報告機能；知的財産権である。参加者は、提案されている技術執行委員会の正確な役割と機能性に関する文章を最終決定すればさらなる交渉の推進に役立つことで合意した。

適応に関する草案作成グループ：参加者は、午前中と午後早く非公式に会合し、その後午後の半ばに草案作成グループの作業を再開した。制度アレンジに焦点を当てて議論を続けた。途上国は、適応に関する委員会の必要性について立場を繰り返したが、先進国は、既存の組織の強化への希望を主張した。ある先進国は、適応に関する行動の効果が上がらないのは、委員会がなかったからではなく、NAPAsと技術に対する資金供与が不足していたためであると述べた。しかし、途上国は、資金に関する決定が別なところで行われれば、新しい委員会はプロジェクトの技術的な評価と承認に重要な役割を果たせると述べた。ある途上国は、現在の制度では適応プロジェクトと開発プロジェクトを混同するケースが多いとし、技術委員会はこれを助けると主張した。参加者は、AWG-LCA 12では何が行われたか、何が必要か、やり残したことはないか、今後どう進めるべきかに焦点を当てることで合意した。また数カ国の締約国は、これまでに取り上げられたのは制度アレンジだけであると指摘した。

成果文書の形式に関する協議：Luis Alfonso de Alba (メキシコ)が成果文書の形式に関する非公式協議の進行役を務めた。同進行役は、この問題に関する意見について知らせるためのノンペーパーを配布し、このノンペーパーの中で成果文書の可能性として3つの様式を示した：法的拘束力のあるフォーマット；COP決定書；またはその組み合わせ。

多数の締約国が、拘束力のある条約を目標とすべきと述べたが、一部のものは、拘束力のある要素と決定書の組み合わせを擁護した。ある先進国のグループは、法的拘束力がある限りにおいて、単独の法的拘束力のある合意を希望した。ある途上国は、政治的合意の必要性を強調し、法的形式はそれについてくと述べた。途上国の数カ国は、AWG-LCAでAWG-KPの成果文書の法的形式まで決定できないと指摘した。他の諸国は、バリ行動計画の全ての要素を含め、2トラックアプローチを尊重した法的拘束力のある合意を推奨した。

一部の途上国締約国は、法的拘束力のある合意は全ての主要な排出国を含めるべきだと述べた。ある先進国は、交渉自体は一連の決定書を志向し始めているようだとし、法的拘束力のある合意を求める場合は草案文書の大幅な変更が必要であると述べた。途上国のグループは、法的拘束力のある合意は恒久性の問題を解決するほか、各国による国内行動の達成と実施に大きな影響力をおよぼすと述べた。ある途上国は、カンク



ンで何が達成できるかに焦点を当てるべきかと述べたが、ある附属書II締約国は、最終成果文書の法的形式を議論することが重要であると強調した。

一部の締約国は、合意に指針を与えるものとして原則の重要性を強調した。途上国数力国は、どの文書であれ、市場メカニズムの存在や気候「体制」(regime)という用語の利用に関するものなど、交渉の成果に予断を与えるべきではないと述べた。ある途上国は、合意には強力な遵守条項を入れるべきだと述べた。

AWG-KP

「数値」に関するコンタクトグループ：午前中、このグループでは、約束期間の数と長さ、基準年とするか比較参照レベルとするか、排出削減量の規模、誓約のQELROsへの転換に焦点を当てて議論した。

約束期間の数と長さ、基準年に関し、G-77/中国は、一つの約束期間で長さは5年間とし1990年を基準年とすることを希望し、AOSISおよびアフリカグループもこれを支持した。AOSISは、これにより最近の科学研究に基づいた目標の調整が可能になると述べ、長期間「不適切な野心レベル」で凍結されるのを回避できると述べた。同代表は、附属書I締約国が誓約を劇的に増加するなら、約束期間を8年間とすることも考えられると述べた。

EU、日本、オーストラリア、その他の先進国は、一つの8年間の約束期間とし、比較参照年度に柔軟性を持たせることを希望した。ニュージーランドは、最新の科学研究を考慮に入れられるよう、5年間の1つの約束期間を支持した。

排出削減量の規模に関し、オーストラリアとニュージーランドは、この問題は、法律上の内容および手法論の内容により異なるため、今回の会合でこの問題を明確にすることはできないと述べた。G-77/中国は、トップダウン手法を強調し、インドは、適切な誓約がない場合、この手法が必要になると指摘した。オーストラリアは、締約国はトップダウン方式またはボトムアップ方式ではなく反復方式で合意していると述べた。AOSISは、附属書I締約国の17-25%の誓約は1-7%の排出削減効果にしかならないと述べた。

誓約のQELROsへの転換に関し、G-77/中国は、混合方式を提案し、第一約束期間のQELROより排出量が多い国は第一約束期間のQELROに基づき計算されたQELROsとし、第1約束期間のQELROより排出量が少ない国は現在の排出レベルを用いて誓約に転換するよう提案した。ニュージーランド、EU、アイスランドは、QELROsは計算方法の決定というよりも交渉の対象であると述べた。日本とロシアは、QELROsをAWG-LCAでの広範な議論の観点から考えるべきだと強調した。

午後、締約国は、議長メモ (FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.1) 全体の議論をし、提案された変更やオプションが、10月に開催される次のAWG-KP会合に先立ち提供される文書に全て含まれているかどうか確認した。会場からの提案に加えて、締約国が以前に提出した提案(FCCC/KP/AWG/2010/MISC.5)および最近提出した文書 (EU、AOSIS、ブラジルからのもの) も含まれた。

EUは、EITsに関する文章に懸念を表明し、この用語は1990年代初めの造語であり、今は明確化が求められていると指摘した。ロシアは、EITsについては条約の広範な内容の中で議論されるべきだと述べた。ブラジルは、EITsは京都議定書の中にのみ存在すると述べた。

参加者は、議定書改定に関する多様なオプションについて議論したが、これには、「オプションA」（第2約束期間設置に焦点を当てる）および「オプションB」（第2約束期間の設置のほか、長期目標への言及など多様な要素を含める）が含まれる。EUは、オプションAとオプションBの統合を提案し、スイス、AOSIS、バングラデシュ、インドネシアはこれを支持した。ブラジルは、ボリビアと共に、これに反対し、オプションAには結果として議定書3.9条（その後の約束期間）の改正となる提案が含まれているが、オプションBには含まれていないと指摘した。同代表は、これらのオプションには共通の要素もあるが、「二つの全く異なる、相容れないビジョン」があると述べた。文書では、両オプションは別個のままとされた。共同議長のLefevereは、修正点を盛り込むため、議長メモを10月の中国天津でのAWG-KP 14会合前に再発行すると述べた。

「その他の問題」グループ：「その他の問題」グループは非公式協議を開催し、LULUCFおよびメカニズムに関する議論をした。

柔軟性メカニズム：締約国は柔軟性メカニズム(FCCC/KP/AWG/2010/6/Add.3)に関する非公式協議を再開し、特定のホスト国におけるプロジェクト活動で生じたCERsの利用、割引係数、補足性などの問題に関する文章について議論し、提案した。

LULUCF：Peter Iversenが進行役を務めた木曜日午前中の非公式協議で、参加者は、以前に締約国が提出した提案に基づき共同進行役が作成したノンペーパーについて検討した。手続き上の問題に関する議論の後、一部の締約国は、文書の内容について完全な合意はできていないと指摘し、これを議長文書にどう盛り込むのかを質問した。

締約国はノンペーパーに関する一般的な意見の交換を行い、参照レベルに焦点を当て、その定義や設定、レビュープロセス、算定上のギャップ、ベースライン年度に注目した。多数の途上国が、参照レベルの決定方法について懸念を表明し、現在の参照レベルは「歴史的なレベルからかけ離れている」と指摘した。一部の途上国は、レビュープロセスと透明性の基準を求めた。一部の先進国は、標準化の詳細およびレビュープロセスの設置については更なる議論が必要であると述べた。

木曜日午後、参加者は、文書の「クリーニング」に焦点を当てる追加非公式協議に参加した。締約国は、参照レベルの設置においては一貫性のある炭素算定方法の必要性に言及した。また参照レベルのオプションについては文書の別な場所で扱っていることから、ここでの言及を削除した。

法律問題に関するコンタクトグループ：約束期間の間でギャップが生じる可能性に関し、アフリカングループは、事務局のペーパーに可能な解決法が記載されていると述べた。同代表は、「附属書Bのない京都議定

書は死に体である」とし、改正の暫定的な適用を検討する条項の採択を求めた。メキシコは、ギャップがあるとしてもメカニズムを法的に阻害するとは限らないが、経済的な配慮は阻害する可能性があると指摘した。このため同代表は、経済的要素の分析を求めた。ニュージーランドとオーストラリアは、条項の暫定的な適用が意味するものについてさらに検討するよう求めた。オーストラリアは、ギャップが生じたとしてもCDMやJIなど議定書の主要要素の継続を妨げないと述べた。EUは、世界の排出量取引の80%がEUの排出量取引スキームに基づくものであるとし、ギャップのあるなしに関わらず、このスキームの運用を続けると述べた。バングラデシュは、ギャップが生じた場合の適応基金の将来を明確にするよう求めた。EUは、基金は合意された約束に基づき継続されると応じた。

サウジアラビアは、ブラジル、メキシコ、ガーナ、中国とともに、第2約束期間においても締約国が約束を再確認し、時を移さずAWG-KPの作業を終わらせるよう求めた。スイスは、ギャップが生じても、一部のものが恐れているような事態にはならないと利害関係者に伝え、プラスのシグナルを送る必要があると述べた。日本は、この問題に関する締約国の見解を事務局のペーパーに載せることを提案した。オーストラリアは、一部の問題を集約する可能性について指摘したが、ロシアはこれに反対した。プレナリーでは、口頭での報告書がAWG-KP議長に伝えられる。

潜在的な影響結果に関するコンタクトグループ：このコンタクトグループの議論では、常設フォーラムを設置するかそれとも国別報告書などの既存のチャンネルを利用するかという問題に焦点が当てられた。

ブラジルはG-77/中国の立場で発言し、非附属書I諸国の固有のニーズや懸念について報告し、評価し、対処するには常設フォーラムが必要であると述べた。同代表は、国別報告書からも一定の情報が得られるが、フォーラムでも他の文書や報告書の情報を活用すると述べた。

ニュージーランドとEUは、国別報告書に関するSBIでの作業と重複する可能性があると述べた。EUは、常設フォーラムにおける「評価」は締約国の主権を侵害するとして懸念を表明した。EUとニュージーランドは、SBI、SBSTA、AWG-LCAの下での潜在的な影響結果に関し新提案があると指摘し、文書中での用語で矛盾が起きないようにするため、合同会議の開催を推奨した。

EUは、先進国は自国の政策が途上国に与える影響が不明なことから、ジレンマに直面していると述べた。同代表は、途上国と先進国の両方から情報を得る必要があると指摘し、SBIおよびSBSTAで対処すべき問題であると述べた。

廊下にて

木曜日、一部のグループの雰囲気は悪化し、特にAWG-LCAグループでは、「後戻りしている」あるいは「氷河のような遅さ」でしか動いていないと評するものもいた。文書がさらに分厚くなると共に、いくつかのグループではいらいらする場面もあり、少なくとも一人の議長は、政治的な主張を再度議論に入れこむこ



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/ccwg11/>

財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

とは控えるよう参加者に求めざるを得なかった。「この文書のおかげで天津会議まで、忙しいことになる」とある交渉担当者はドライな意見を口にした。

一部のグループの会議がいつどこで行われるかで混乱がおきたことも雰囲気悪化させた。数人の参加者は、REDDの非公式協議に参加し損ねたと不満を口にし、別の者は、成果文書の様式に関する協議の場を探して、一つの部屋から別の部屋へと行ったり来たりしていた。「今のところ、どこへ向かっているのかわからない状態だ！これがプロセスの行方を占うものにはなっていて欲しくないが」とある参加者は冗談を口にした。

一方、廊下では、多様なグループの交渉手法の転換が引き続き話題となっていた。数人の参加者は、日本が特に京都議定書に関して、これまでよりも「断定的」で「率直」になっていると感じていた。「彼らの立場は理解できるが、天津やそれ以降に、途上国がこれをどう受け止めるか興味がある」と、プロセスのベテランは述べた。日本の交渉担当者は、これまでも極めて一貫した立場をとってきたと考えており、他の締約国がそれぞれの立場を徐々に変えてきたことから、日本の見解を際立たせているだけだと指摘した。

一部の参加者は、NGOsが比較的控えめな役割しか果たしていないことを指摘した。事実、欠席することで注意を引いているNGOsも多い。ある市民団体の代表は、「今のところわれわれはこのプロセスを優先させていない」ことを認めた。「カンクンが近くなればもっと活発になる可能性がある」とも付け加えた。

ENBのサマリーと分析：ボン気候変動会議に関する*Earth Negotiations Bulletin*のサマリーと分析は、2010年8月9日月曜日、下記ホームページに掲載の予定：<http://www.iisd.ca/気候/ccwg11/>

GISPRI 仮訳

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Aaron Leopold, Miquel Muñoz, Ph.D., Eugenia Recio, Anna Schulz, and Chris Spence. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the Bulletin into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11A, New York, New York 10022, USA. The ENB Team at the Bonn Climate Change Talks - August 2010 can be contacted by e-mail at <chris@iisd.org>.